

◎配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

(令和五年五月一九日法律第三〇号)

一、提案理由（令和五年四月四日・参議院内閣委員会）

○国務大臣（小倉將信君） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、被害者の保護に被害者の自立を支援することを含むものとし、国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項について、国、地方公共団体及び民間の団体の連携、協力に関する事項を追加することとしております。

第二に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、協議会の事務に関する守秘義務等を設け、被害者の保護を図るために必要な情報の交換等を行うこと等としております。

第三に、保護命令制度の拡充等です。

まず、接近禁止命令等について、申立てをすることができる被害者に、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者を追加するとともに、その要件を更なる身体に対する暴力等による心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときへ拡大するほか、接近禁止命令等の期間を一年間へ伸長することとしております。

次に、いわゆる被害者への電話等禁止命令の対象行為に、緊急やむを得ない場合を除き、連続して文書を送付し、又はいわゆるSNS等により通信文等を送信すること、性的羞恥心を害する電磁的記録を送信すること、被害者の承諾を得ないで位置情報記録・送信装置によりその位置情報を取得すること等を追加することとしております。

三点目に、いわゆる子への接近禁止命令に加え、被害者と同居する未成年の子に対して、緊急やむを得ない場合を除き、連続して電話を掛けること等を禁止する命令を創設することとしております。

四点目に、退去等命令について、被害者及び配偶者が生活の本拠として使用する建物等の所有者又は賃借人が被害者のみである場合であって被害者の申立てがあったときは、当該命令の期間を六月間とする特則を設けることとしております。

さらに、保護命令違反に関する罰則を加重することとしております。

このほか、所要の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いを申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告（令和五年四月七日）

○古賀友一郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、基本方針及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び被害者に対する支援内容の協議を行う協議会の法定化、接近禁止命令等について、申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、精神的DVの内容、DV及び児童虐待への対応、保護命令の在り方を再検討する必要性、加害者対応の充実、民間シェルター等への支援及び相談体制の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和五年四月六日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。
- 二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。
- 三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。
- 四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約十二日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てをちゅうちょすることのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。
- 五 被害者が配偶者からの暴力（DV）を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。
- 六 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併

せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すること。

七 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。

八 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。

九 保護命令の申立てに関する手続のＩＴ化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。

十 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援等を担う婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

十一 ＤＶの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なことについて、一層の周知徹底に努めること。

十二 ＤＶと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びＤＶが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

十三 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するＤＶ防止のための教育について記載するよう努めること。

右決議する。

三、衆議院内閣委員長報告（令和五年五月一二日）

○大西英男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における配偶者からの暴力等の実情に鑑み、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を強化するためのものです。

その主な内容は、

第一に、国の基本方針及び都道府県基本計画の記載事項を拡充するものです。

第二に、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定を創設するものです。

第三に、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲を拡大するものです。

本案は、参議院先議に係るもので、去る四月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日小倉国务大臣から趣旨の説明を聴取しました。次いで、五月十日に質疑を行い、質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和五年五月一〇日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含める改正は、加害者が自己への従属を強いるために生命・身体・自由等に対する脅迫を用いることに着目したものであることを踏まえ、発令要件の対象となる精神的暴力等が限定されることのないよう、その趣旨を周知徹底し、運用に万全を期すこと。
- 二 接近禁止命令の発令要件に精神的暴力による危害等を含めることとした一方、退去等命令の発令要件には含めないことにより、精神的暴力等が身体的暴力に比べて重大な被害をもたらさないものであるという誤解を与えることのないよう、その正確な趣旨の周知を徹底すること。併せて、退去等命令の発令要件について、精神的暴力等へ対象を拡大することを含めた見直しを検討すること。
- 三 被害者本人による保護命令の申立てが困難な場合についての必要な支援を検討すること。
- 四 保護命令の申立てから発令までの平均審理期間は約十二日となっており、その期間の長さから被害者が保護命令の申立てをちゅうちょすることのないよう、被害者の保護を最優先にした必要な対応を講ずること。
- 五 被害者が配偶者からの暴力（DV）を受けた場合に、加害者から逃げることを前提としていることが、DVの被害を更に深刻化・長期化させている場合があることに鑑み、被害者とその子が引き続き同じ住居に居住できるよう必要な対応を検討すること。
- 六 保護命令について同性カップルも対象となった例がある旨を周知徹底すること。併せて、通報の努力義務を含め、同性カップル間の暴力への対応にも遺漏なきを期すこと。
- 七 DVの防止に資するため、DVを受けている者を発見した者がその旨を通報する努力義務について、十分に周知すること。
- 八 被害者の権利擁護及び被害者の子に対する支援について更なる取組の強化に努めること。
- 九 被害者からの行政機関への苦情に関する適切な対応について周知徹底を図ること。
- 十 保護命令の申立てに関する手続のIT化に向け、被害者の負担軽減を含め必要な対応を推進すること。
- 十一 DVの被害を受けた女性の約四割、男性の約六割は誰にも相談しなかったとの調査結果も踏まえ、被害者が女性の場合のみならず、被害者が男性の場合や、同性カップル間の暴力も含めDV被害者が相談しやすい体制を整備すること。
- 十二 被害者の相談対応や安全確保のための支援、生活再建や心身の回復に向けた支援

等を担う婦人相談員の適正な配置や専門職としての位置付け等、公的相談窓口の体制を強化すること。併せて、被害者支援において重要な役割を果たしている民間支援団体への財政支援の一層の充実を含めた更なる支援の実施について検討すること。

十三 DVの被害が被害者本人のみならず、その成年の子にも及ぶ事案等に対しては、親族等への接近禁止命令により保護が可能なことについて、一層の周知徹底に努めること。

十四 DVと児童虐待が同一家庭内で同時に発生している実態及びDVが子供の成長や心理に与える影響について情報を収集し、その知見を踏まえた研修を関係機関の職員に対して行うこと。

十五 国が定める基本方針及び都道府県が定める都道府県基本計画の改正に当たっては、加害者プログラムや子供に対するDV防止のための教育について記載するよう努めること。